

茅ヶ崎市歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第17号

茅ヶ崎市歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例  
茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例（平成26年茅ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「いう。）」の次に「及びオーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための取組をいう。）」を加え、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 災害時における歯科医療等の提供に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。